

大綱の概要

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産から構築物及び車両運搬具を除外した上、その適用期限を2年間延長する。

障害者を多数雇用する事業所



普通償却費
+
普通償却限度額の24%
(工場用建物及び施設は32%)

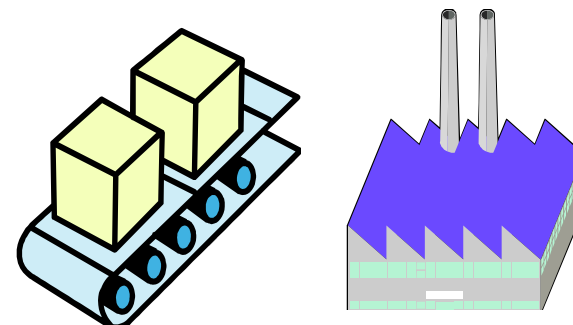
要件

- ①従業員に占める障害者の割合が50%以上（※1）
- ②雇用している障害者数が20人以上（※1）であり、かつ従業員に占める障害者の割合が25%以上（※1）
- ③法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上（※2）であり、かつ雇用障害者に占める重度障害者（※3）の割合が50%以上（※2）

割増償却

減価償却資産

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械及び装置、工場用の建物及びその付属設備



適用期限：平成27年度末まで延長

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント（ダブルカウント）、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者